

購入申込できる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に定める者及び同条第 2 項各号の規定に該当する者
- (3) 税金等の滞納がある者
- (4) 日本国憲法の施行日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過していない者及びその統制下にある者
- (6) 売払対象財産を暴力団の事務所その他「公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの」の用に供しようとする者
- (7) 「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
- (8) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
- (9) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- (10) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (11) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (12) 前各号に掲げる者の依頼を受けて売払対象財産を購入しようとする者
- (13) 警察当局から排除要請がある者
- (14) 前各号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者

※暴力団排除措置の対象者か否かについては、申込に当たり、確認の

ため警察当局に照会します。